

南箕輪村ツキノワグマゾーニング管理実施計画

1 市町村名

南箕輪村

2 計画開始日

令和7年12月2日

3 対象地域

長野県上伊那郡南箕輪村 全域

4 対象管理ユニット

中央アルプス保護管理ユニット

5 目的

長野県では、「長野県第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ管理保護）」（以下「第5期計画」という）において、ツキノワグマ（以下「クマ」という）と人との緊張感ある共存関係を再構築することを目的に、地域区分の設定を行いゾーニング管理に取り組むこととしている。また、地域区分の設定は県・村だけでなく、地域住民も関わりながら行うことで、野生動物との付き合い方を自らの課題として向き合うことを促し、互いに尊重し合う対等な関係を築くことを目指している。

本計画では、第5期計画に準じて県・村・地域住民とともに設定した地域区分を設定した。また、各地域区分において被害防止対策や出没対応を具体的にどのように取り組んでいくかを整理し、計画的なクマの保護管理に資することを目的に策定するものである。

6 ゾーン区分

「第5期計画」では、表1のとおり4つの区分が定められている。

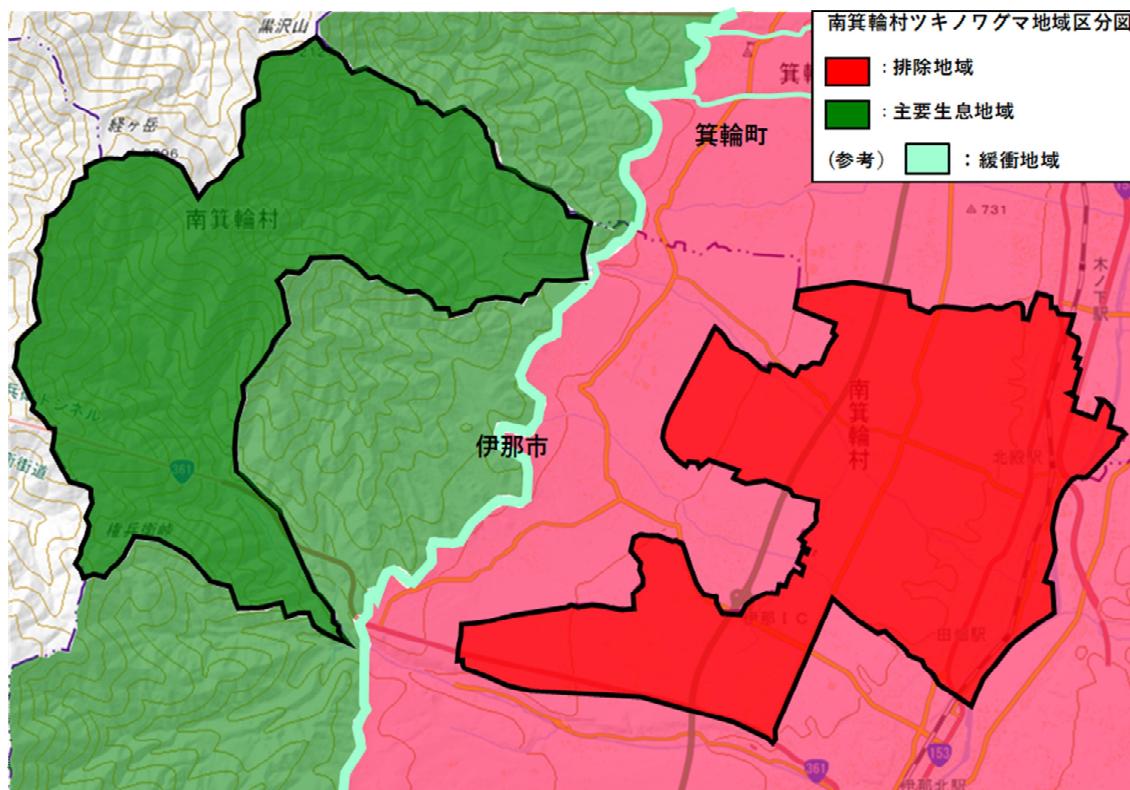
表1 ゾーン区分の考え方

ゾーン区分	場所	エリアの管理方針
主要生息地域	奥山・森林等	クマが秋以降から冬眠明けする春まで利用し また主に採食などをする地域。 鳥獣保護区の設定など森林環境の保全を実施する。
緩衝地域	里山林 (山菜採り・狩猟などに利用)	クマと人との活動が重複し、クマが人に警戒しながら活動する地域。 里山林の利用促進や林内の見通し確保により 緩衝帯機能を向上する。
防除地域	山麓から市街地までの農地等	農業等の人の活動が盛んな地域であり、農作物等の物的被害やそこで活動する人への被害発生を防止する。
排除地域	市街地や集落 農地などが広がる地域	人が、日常的に活動する地域であり、クマの侵入を排除し、人への被害防止をする必要がある。 誘因物の除去や管理、柵の設置、耕作放棄地や廃果の管理など滞在場所の削減などを実施する。

なお、南箕輪村では「排除地域」には「防除地域」を含むものとして扱うこととし、地理的条件等から「緩衝地域」を設けず「主要生息地域」と「排除地域」の2つのゾーン区分を設定した。

本村の各ゾーン区分は 「南箕輪村ツキノワグマゾーニング地域区分図」 のとおりである。

(伊那市・箕輪町の地域区分図も図示)



各地域区分の詳細な設定方法は、地域の代表及び関係機関で構成する南箕輪村鳥獣被害対策協議会との合意形成を経て以下のとおりとした。

- 主要生息地域

本村の飛地を含む森林部分を、「主要生息地域」とした。

- 排除地域

本村の飛地を除く、住居や農地等が広がる部分を「排除地域」とした。

7 対策の内容

(1) 被害防止対策

① 主要生息地域

i 森林環境の整備

クマの主要な生息地となる奥山がクマにとって生息しやすい環境となるよう、計画的な再造林や天然下種更新などを通じた森林の形成を、村と県で協力しながら進める。

② 排除地域

i 地域環境の整備

民家や通学路に隣接する藪やクリ、柿などの果樹付近にある藪は、熊との遭遇による人身事故防止等の観点から、所有者と村で協議をし、刈払い等を重点的に行う。また、地域内を流れる河川については、過去にクマの目撃情報があった大泉川や鳥谷川を優先して河川敷・河畔林の刈り払いを行う。実施にあたっては、河川管理者等関係機関と連携を図り行う。なお、所有者不明の土地については、村が所有者の調査を行う。

また、クマの農地への侵入防止のために、地域住民は電気柵の設置と整備等に努める。電気柵の設置や整備に関する補助等も村は県と連携し、活用を促すこととする。

ii 誘引物の除去

地域内にある果樹で利用予定のない樹木は、所有者が伐採や枝打ちを行い、収穫した果樹や農地の作物で不要なものは放置せず埋設するなど適切な方法で処分をする。

また、各家庭はごみの管理について、野外にゴミ箱を設置するのは控える。ごみの管理方法については、村が地域住民に対して注意喚起を行う。

畜産現場では、誘引物になる可能性のある飼料を屋外に設置することは避け、屋内で管理するなどして、対策に努めることとする。

iii 鳥獣被害対策強化

センサーダラマによる出没経路の監視や、定期的なパトロールを実施するほか、担当機関との連携強化や被害状況の調査及び把握、対策の見直しを図り、さらなる

鳥獣被害対策強化を行う。

iv 普及啓発と指導

村は、地域住民へ向けて対策に関する普及啓発と指導を実施する。また、県はクマ対策員による集落環境点検や対策への提案、実地における指導等を行う。特に、クマの出没が確認された場所に関しては、誘因物の特定や必要な対策の指導などを重点的に実施する。

また、村は登山客等、奥山を利用する人に対し、看板の設置やメール配信等により、クマ被害防止に関する周知を実施する。奥山を利用する人はクマ鈴等の携帯や複数人で行動するなど、クマとの遭遇対策に努めることとする。

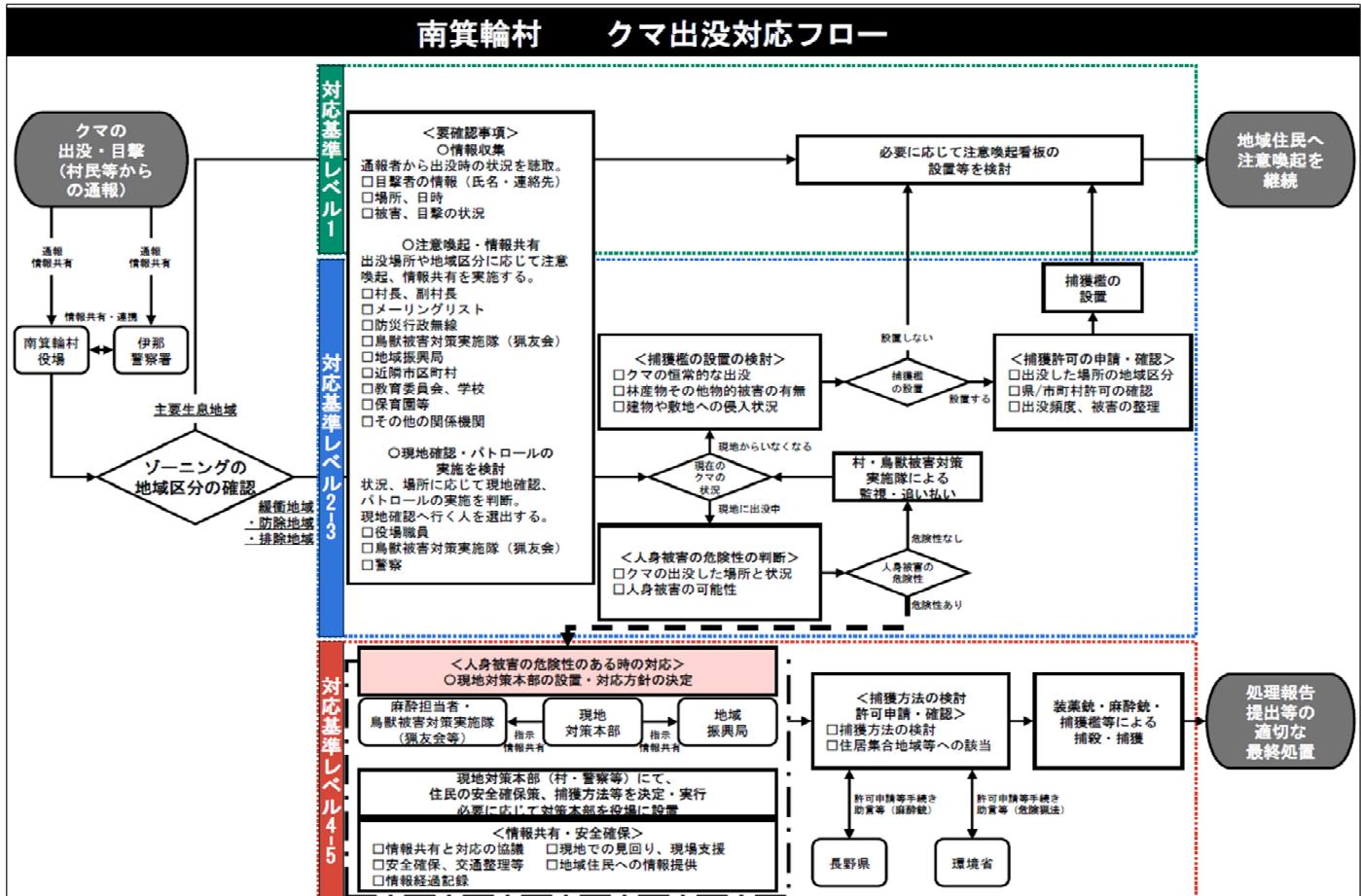
(2) 出没対策

① 出没時の対応

i 出没対応フロー

ゾーニング対象地域におけるクマの出没時には対応フローを基本とし、出没対応を実施する。

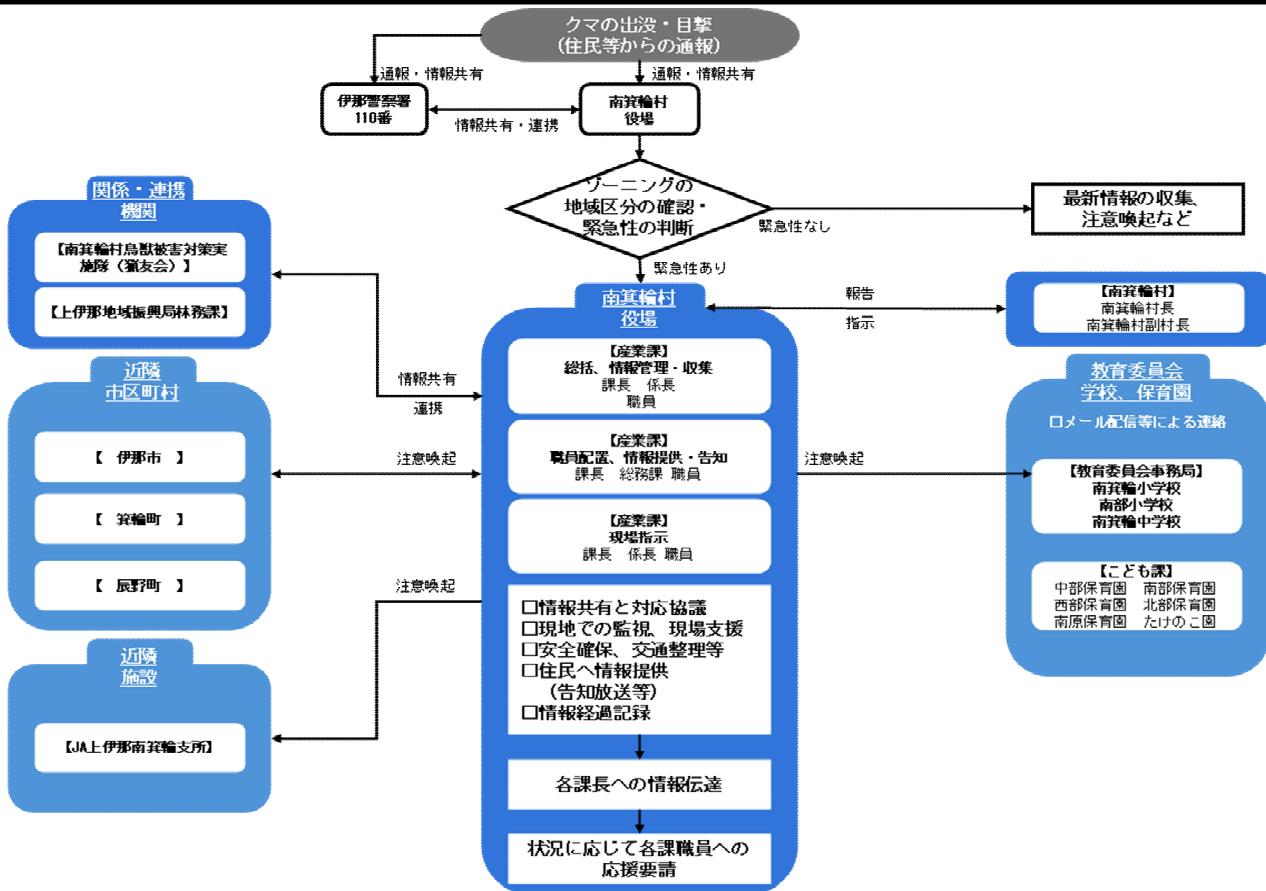
なお、伊那市・箕輪町とは境界が入り組んでおり、クマが行き来することが想定されるため、連携して対応する。



ii クマ出没時の連絡体制

対応フローの流れに沿って出没対応を行い、連絡体制図に記載されている関係機関を基本として、出没連絡や注意喚起を実施する。

南箕輪村 クマ出没時連絡網



② ゾーン区分ごとの捕獲許可方針

「第5期計画」に従い、各ゾーン区分ごとの捕獲計画は下記の表2のとおりである。

表2 ゾーン区分ごとの捕獲許可方針

ゾーン区分	県の許可	村の許可
主要生息地域	<ul style="list-style-type: none">・有害捕獲は基本禁止・個体数調整を目的として 春季捕獲を許可する・人身被害を発生させた個体 の捕獲を許可する	—
排除地域	—	現に被害を感じさせていな くても有害捕獲を許可する

なお、地域住民の理解及び放獣対象地、人員等の条件が確保でき、放獣可能な状態で捕獲ができた個体については、「ツキノワグマ出没対応マニュアル」に則り学習放獣を行う。村長が捕獲許可をした事案については、出没の経過、出没要因、当日の対応、今後の対策等を取りまとめ、速やかに県に報告をする。

8 計画の見直し

クマの出没状況、住宅や農地等の土地利用状況の変化、その他必要に応じて本実施計画を見直すこととする。